

## 第21期第6回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 日時・場所

令和4年6月15日（水）午後2時～午後3時  
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実  
（6名出席）

#### 専門委員

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：齋藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、三田村 学歩、山田 美沙登

### 3 議事事項

- （1）八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、ふくべ網漁業、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- （2）八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- （3）漁業法第90条に基づく資源管理状況報告について（報告）
- （4）全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について（報告）
- （5）その他

### 4 開会・あいさつ

#### ○事務局（齋藤）

ただ今より第21期第6回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員6名、欠席委員4名で過半数を超えているため、委員会規程第6条により委員会は成立することを報告します。

また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員2名にも参加していただいております。

本日は遠藤会長が欠席のため、菊地会長代理からご挨拶をお願いいたします。

#### ○菊地会長代理

どうもみなさまこんにちは。ただいま事務局から説明がありましたとおり、議事進行の前に一言ご挨拶を申し上げます。4月1日よりサクラマス、イワナ、ヤマメが解禁致しました。先月の末からはアユ、イワナ、ヤマメの稚魚放流も順調

に進んでいるみたいですが。また来月からは漁協さんが大変関心を持っているアユの解禁になります。内水面漁協にとっていちばん忙しい時期だと思っております。最近の情報によりますとどの河川においても例年に比べると2度ほど水温が低いようです。そのせいか因果関係はわかりませんが、サクラマス釣果がいまひとつ悪い。またアユの遡上も前年の3分の1程度と聞いております。またどの河川においてもカワウの被害が非常に多く見られる。養殖業者さんが痛手となりますが、今後飼料代が3割値上げとなる話も聞いている。このような状況の中で今後、告示数量や来年度に向けての種苗の放流についてどうなっていくのか心配なところでもあります。みなさまのご活発な審議をお願いして、今日の挨拶と代えさせていただきます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

続きまして、今年度の人事異動で水産漁港課長（兼）事務局長が代わりました阿部水産漁港課長です。本日は、水産漁港課長として挨拶いたします。また、職員の異動もありましたので、挨拶に続いて、職員の紹介もさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○阿部水産漁港課長

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。この4月から水産漁港課長を務めております阿部と申します。よろしくお願い致します。

今年度第1回目の秋田県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

さきほど会長代理からもお話しいただいたとおり、本県の内水面漁業を取り巻く状況は、非常に厳しいと認識しております。組合員の減少や河川や湖沼等の環境変化による水産資源の減少、外来魚やカワウによる漁業被害の増加など、依然として多くの課題を抱えていると考えております。

秋田県におきましても、この状況を脱却しようと、今年度から外来魚駆除を目的としたウライの設置や内水面漁業振興計画の策定など様々な施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

皆さまにおかれましては、引き続き、様々な場面で、ご意見を伺うことはもちろん、これまでの経験を生かし、公平な立場で漁業調整に御協力して頂くこととなりますので、今後ともよろしくおねがいします。

さて、この度の人事異動で、事務局のメンバーも入れ替わりましてので、継続の職員を含めて紹介致します。

（あいさつ終了後、事務局長より、事務局職員及び水産漁港課職員を紹介）

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（斎藤）

それでは、本日は遠藤会長が欠席のため、委員会規定第4条第3項の規定により、会長代理が会長の職務を代行することとなりますので、菊地会長代理に議事進行をお願いいたします。

## 6 議事録署名委員選任

○菊地議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

山上委員と中嶋委員にお願いしたいと考えております。

○菊地議長

それでは、山上委員と中嶋委員のお二方、よろしいでしょうか。

○山上委員、中嶋委員

はい。

○菊地議長

よろしく申し上げます。

## 7 議事

**議題1：八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、ふくべ網漁業、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）**

○菊地議長

それでは、議題1「八郎湖知事許可漁業（八郎湖建網漁業、ふくべ網漁業、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業）の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）」について事務局の説明をお願いします。

○事務局（山田）

事務局の山田が説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1をご覧ください。知事から内水面漁場管理委員会宛に、八郎湖知事許可漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2ページ以降の告示案をご覧ください。

表に記載している制限措置の内容は、八郎湖知事許可漁業許可方針に基づいたものとなっております。

はじめに、八郎湖建網漁業についてご説明します。昨年末、許可期間が3年となる一斉更新を行っておりますが、今回、八郎湖増殖漁業協同組合から、新規要望者が1名いるとの連絡を受けての対応となります。八郎湖建網漁業はわかさぎを対象とした漁業であり、資源の著しい減少が見られないことや、許可方針に定めている許可枠56件に対し、現在許可している件数と合わせても26件で枠を超えませんので、八郎湖の資源を有効に活用するうえでも問題ないと考え、要望に合わせて1件の公示をするものです。

次に、ふくべ網漁業についてご説明します。こちらも同様に、昨年末に一斉更

新を行っておりますが、漁協から新規要望者が1名いると連絡がありました。ふくべ網漁業は主にごり等を対象としており、こちらも資源が著しく減少しているわけではなく、また、許可枠は46件に対し、現在の許可件数と合わせても14件で枠を超えませんので、問題ないと考え、要望に合わせ1件の公示とするものです。

次に、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業についてご説明します。これらの漁業は1年更新であり、9月からの漁期が始まる前に許可をする必要があるため、今回制限措置の内容等について諮問するものです。漁協からは、しらうお機船船びき網漁業は75名、しらうお角網漁業は5名の希望者がいるとの連絡を受けております。この数は去年の許可件数を下回っているため、漁獲圧が弱まることとなり、また、しらうお機船船びき網漁業の許可枠138件、しらうお角網漁業の許可枠20件を超えないため、要望に合わせた数で公示したいと考えております。

なお、八郎湖建網漁業及びふくべ網漁業の許可の有効期間は許可の日から令和6年12月31日まで、しらうお機船船びき網漁業及びしらうお角網漁業の許可の有効期間は令和4年9月1日から令和5年8月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○菊地議長

ただいまの説明について、質問やご意見はありませんか。

○委員

(「ありません」の声あり)

○菊地議長

それでは、八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容等について特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局(山田)

(答申案配布後、音読)

○菊地議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○菊地議長

それではこの文案で答申することにいたします。県広報掲載等の手続きを事務局で進めてください。

## 議題2：八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について(協議)

○菊地議長

続きまして、議題2「八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について(協議)」について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(山田)

引き続き、事務局の山田が説明いたします。資料2をご覧ください。

八郎湖知事許可漁業許可方針の改正部分について、赤字の見え消しで表記して

おります。全漁業種類において、第8の「操業期間」を「漁業時期」に変更しております。これは、秋田県漁業調整規則を新しく制定した際に、旧規則の「操業期間」を新規則では「漁業時期」という表記に変更しており、これに合わせた変更になります。

次に、31ページのしらうお機船船びき網漁業の第11をご覧ください。この許可方針上では、目合を表記する際はセンチメートルと節を併記することで統一しておりましたが、センチメートルの表記漏れがありましたので、今回追加し修正します。

また、赤字で記載していないのですが、もう一点変更があります。35ページのしじみかき網漁業の第11をご覧ください。項目3の3行目に、「操業時は期間を止めなければならない」との記載がありますが、この「期間」はエンジンの方の「機関」の誤りでしたので、こちらも合わせて修正します。またその下の項目3について、重複していますので番号を修正致します。説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○菊地議長

八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正とのことですが、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

(「ありません」の声あり)

○菊地議長

では、八郎湖知事許可漁業許可方針については以上とします。

### 議題3：漁業法第90条に基づく資源管理状況報告について（報告）

○菊地議長

議題3「漁業法第90条に基づく資源管理状況報告について（報告）」、事務局の説明をお願いします。

○事務局（山田）

引き続き、事務局の山田が説明いたします。資料3をご覧ください。

知事から内水面漁場管理委員会会長への報告文書を読み上げます。（報告文音読）

当日配付資料「資源管理の状況等の報告（第五種共同漁業権）」をご覧ください。令和2年12月に施行された改正漁業法の第90条で、漁業権者による都道府県知事への資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告義務について定められました。この報告については、漁業法施行規則第28条で、1年に1回以上行わなければならないこと、また、この報告を受けた知事は、その内容について、1年に1回以上本委員会に報告をすることとなっております。第五種共同漁業権における報告すべき事項は、資源管理については、漁業関係法令を遵守しているか、採捕の制限等に取り組んでいるか、産卵場造成等の資源の増殖に関する取り組んでいるか等、漁場の活用状況については、漁業種類ごとの組合員行使権者数、操業日数や操業期間、漁獲量や漁獲金額、遊漁券の販売枚数や増殖量等の内容となり

ます。

事前配付資料の、2ページ以降の横版の資料をご覧ください。文字が小さくて見えにくく申し訳ございませんが、第五種共同漁業権の令和3年度の報告について、各漁協から提出された内容をまとめたものです。事前配付資料作成時には仙北漁業協同組合から報告が来ておりませんでした。6月9日に報告書を受け取り、内容について追記したものを当日配付資料としてお配りしておりますので、事前配付資料と差し替えてくださるようお願いいたします。

これらの報告を受けて、漁業権が適切かつ有効に活用されているかチェックしたものが、6ページ以降の資料です。国から示されたチェックシートの様式を使用しております。こちらの資料についても、当日配付の仙北漁協分を差し替えてくださるようお願いいたします。

今回の報告では、行使権者数や操業日数、採捕量等を記録しておらず、正確な数を把握していないというところもありました。今後もこの報告は毎年継続して行うこととなりますので、こまめに記録を残すよう各漁協に指示するとともに、合理的な理由なしに漁場を利用していない場合は、漁場を適切かつ有効に活用するよう指導等を行います。

現在免許している漁業権の存続期間は令和5年12月31日までであり、漁業権切替に向けて現在準備を進めているところです。この資源管理の状況等の報告で、漁場を適切かつ有効に活用しているか、免許について適格性を有すると認められるかが、次期漁業権免許の判断材料となります。以上で報告を終わります。

○菊地議長

資源管理状況についての報告でしたが、委員の皆様、質問やご意見はありませんか。

○中嶋委員

比内町漁業協同組合ですが、組合員であれば、どのくらいの釣果があるのかはわかる。しかし、他の漁協も同様だと思うが、実際に外部からのお客さんがたとえば1日あたりどれくらいの釣果があるか把握できない状況だと解釈している。監視員が巡回しているときは遊漁者が大体どのくらい釣っているかわかる。監視員が回っていないときにどのくらい釣っているか正確に把握することはできないと考えている。数量について大体で報告しても良いのか確認したい。

○菊地議長

この資料の基づく数字は専用の用紙で提出してもらっているのか？それとも総会の資料などから抜粋しているのか。あくまで漁協からの自主報告ということか。

○事務局

水産漁港課で作成した洋式によって漁協から報告を受けたものです。

○菊地議長

中嶋委員の意見は、遊漁者の釣果に関して正確な数字は把握していないということか。

○中嶋委員

把握できない。釣果に関するアンケートなどを答えるとき、正確な数字が把握

できてないため、推測して答えている。他の漁協も同様だと思うが正しい数字ではないと思う。それで良いのであれば書くが、非常に歯がゆい。しっかりとしたデータが無い中で書くのは心苦しい。

○中嶋委員

八郎潟では獲る人は決まっています、何をどのくらい獲ったかはわかると思うが、こちらではいつ誰が来てどれだけ釣ってどれだけ持って帰っているか把握することは不可能である。

○鈴木委員

中嶋委員のおっしゃるとおり、子吉川水系でも監視員の方々に聞き取りをし、大体何人入って何尾釣れているかを把握して、そこに遊漁者の数をかけて推定している。海面の漁協であれば、水揚げ等で簡単に把握できるが、内水面では難しい。

○菊地議長

現場からの意見もあるが、実際問題としてしっかり調査してできるだけ正確な数字を出せるように頑張るしかない。

この表の数字は詳細に書かれており、遊漁券等の売り上げなども書かれているが、これでは漁協の経営状況が簡単に把握される。この資料は公表されるのでしょうか？それとも委員会のみ資料でしょうか。

○事務局（斎藤）

内水面漁場管理委員会の資料というのは積極的に公開するものではないが、情報公開請求があれば公開されるものになる。内水面漁場管理委員会の議事録もHPで公開されることになっている。

○菊地議長

この資料の個々の漁協の監事状況について公表しない方がよいと考えるが、どのような判断で公表されるのでしょうか。

○中嶋委員

サクラマスの場合においては、遊漁者が漁協に対して儲けてる場合不満を持つ可能性がある。この資料は公開されるのでしょうか。

○事務局（斎藤）

いままでこのようなデータは公開していない。

○菊地議長

であれば、このデータは公開しないほうがよいということでしょうか。

○阿部事務局長

法律上どうなっているかが重要だと思われるのですし整理をして後ほど委員の皆様にご連絡させていただきます。

○菊地議長

では、次に進みます。

#### 議題4：全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について（報告）

○菊地議長

議題4「全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について（報告）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

はい。事務局の高橋が説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料4の1ページ目をご覧ください。

今年は、5月27日に東京都で監査会、その後通常総会が開催される予定でしたが、今年度も新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面開催となりました。監査会につきましては、4ページのとおり、遠藤会長が東日本ブロックの監事となっておりますので、書面で監査をしていただきました。通常総会については、3ページ目の次第にあります議事第1号から第4号までの議案の審議となりますが、すでに遠藤会長からは書面評決の回答をしていただき、事務局あて提出しております。全国集計はまだ、出ておりませんので、結果については次回の本委員会で報告いたします。

以上です。

○菊地議長

内容について、委員の皆様から質問やご意見はありませんか。

○委員

（「ありません」の声）

○菊地議長

ないようですので、次に移ります。

## 議題5：その他

○菊地議長

議題5「その他」です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○委員

既に議決が終わったもので恐縮ですが、質問させていただきたい。

しらうお機船船びき漁業の網の目合についてセンチメートルと節の長さが同じ長さになるはずがならない。これは網の太さを勘案してるからでしょうか？

○鈴木専門委員

現場では網の糸の太さは個々で変わる。倍以上太さが違うものもあるので、それを勘案してるからだと思う。

○菊地議長

いまの説明でよろしいでしょうか？

○委員

はい。

○菊地議長

他にありますか？

○菊地議長

事務局から何かありますか？

○事務局（斎和）

ありません。

○菊地議長

次に移ります。

#### 4 その他

○菊地議長

それでは次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○中嶋委員

昨年は近年にないくらいアユの収穫がありました。今年度は天候によるものかわかりませんが、アユの遡上が遅れています。子吉川水系ではどうでしょうか？

○鈴木委員

だめです。

○中嶋委員

米代川でも比内町漁協と鹿角市河川漁協だけがアユの収穫がある。米代川水系においてその他の漁協はアユの収入が年間で約20万程度である。飼料等の価格が上昇する中で来年度の告示量のアユを放流できるか心配である。養殖業者も困ると思う。県水産漁港課には支援を考えて頂けると助かる。恐らくどこの河川もアユの収入は平年の3分の1になると思う。

○菊地議長

事務局案でなにかないですか？

○中嶋委員

来年になってから考えるのでは遅いと思うので、今から県水産漁港課には考えて頂きたいと考えている。

○阿部事務局長

この場で即答することは難しいが、そういう状況を把握したので、課内で検討していきたいと考えている。

○中嶋委員

漁協は今後縮小していくと思う。これからの漁協の形も一緒に考えて欲しい。

○阿部事務局長

内水面振興計画を策定する予定ですので、様々な意見を聴かせていただいて、対応すべく、その中で検討していきたいと考えている。

○鈴木委員

新聞等で洋上風力の記事が上がっている。海面の漁協に対しては洋上風力業者から説明等があるようだが、子吉川水系の漁協には打診すらない。アユの遡上やサクラマス、ヤツメウナギなど内水面漁協でも海とのつながりのある内容魚種があり、洋上風力が立つことで影響があると懸念している。賛成反対ということではなく、洋上風力業者が内水面に対してどのように考えているかが知りたい。

○菊地議長

事務局からは、何かございますか。

○事務局（保坂）

いま鈴木委員から頂いた意見は秋田県内水面漁連の湊屋会長からも同様にいただいております。洋上風力の法定協議会という利害関係者との協議の場においては水産庁から内水面にも配慮するように意見が出ております。また洋上風力の風車が立つ前と後に漁業影響の調査を行う予定です。海だけでなく内水面でも調査することが洋上風力の計画に盛り込まれています。このような情報が内水面の方々に上手く伝わっていない現状があることは湊屋会長からも伺っております。県ではエネルギー資源振興課が洋上風力を所管しております。水産漁港課としても内水面に対して説明の機会を設けるように働きかけています。何か懸念点等ありましたら水産漁港課にお伝えください。

○鈴木委員

なるべく早くお願いします。

○中嶋委員

洋上風力について米代川水系サクラマス協議会においては3つの業者による説明会がありました。しかし、これらの業者は落札できず、別の業者が落札しました。落札業者には湊屋会長がこちらに説明に来るように伝え、説明会が予定されているところです。由利本荘市沖では別の業者がいると思うので、そちらに伝えてみてはいかがでしょうか。

○菊地議長

この件に関して、水産漁港課として洋上風力に関与して欲しいと思います。その他ありますか。

○委員

（特になし）

## 9 閉会

○菊地議長

それでは、これで第21期第6回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了